

平成15年5月定例会会議録

1 日時

平成15年5月15日(木) 開会 午後3時30分
閉会 午後4時00分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 高木 恒雄
委員長職務代理者 村瀬 光一
委員 砂田 清子
委員 数野 美つ子
教育長 落合 護

4 出席職員

管理部長 平川 道雄
学校教育部長 坂口 和治
生涯学習部長 石井 英一
生涯学習部次長 阿部 忠弘
管理部参事兼総務課長 瀬上 清司
管理部参事兼財務課長 松本 秀男
学校教育部参事兼学務課長 加藤 嘉美
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
施設課長 木村 和弘
指導課長 西崎 勝則
保健体育課長 山岸 信和
社会教育課長 河野辺 則夫
文化課長 市原 悟
青少年課長 福地 幹夫
視聴覚センター所長 柴田 克夫
飛ノ台史跡公園博物館長 立田 健三郎
青少年センター所長 加藤 廣行

5 議題等

- 議案第 2 2 号 船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 2 3 号 船橋市青少年キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 2 4 号 船橋市中心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
議案第 2 5 号 船橋市青少年センター運営協議会委員の任命について
その他 (1) 西安市教育友好交流団受け入れについて
(2) 中核市記念事業「中核市縄文遺跡交流フェア」について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後 3 時 3 0 分

ただいまより教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

承認します。

【委員長】

それでは、議事に入りますが、議案第 2 4、第 2 5 号は人事に関する案件ですので、審議は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第 2 4 号、第 2 5 号は船橋市教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、審議は非公開といたします。

それでは、議事に入ります。議案第 2 2 号「船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について」視聴覚センター、説明願います。

【視聴覚センター長】

それでは、議案第 2 2 号「船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

視聴覚センターの運営につきましては、センター条例施行規則第 1 5 条の規定によりまして、視聴覚センターの効率的運営を図るため、視聴覚センター運営委員会を置くこととなっております。委員の任期につきましては 2 年、委員は同規則第 1 5 条第 2 項で「小学校、中学校、高等学校等の教育機関の職員」、「市の職員」から委嘱、または任命することとなっております。本年度は委員の選任の年度となっておりますが、選任に当たり、学校教育、市の行政関係者以外に外部の利用者から広く意見を聞くことで、今まで以上にセンターの運営の充実が図られると考え、次のように改正したいと思ひ提案するものでございます。

新旧対照表をごらんになっていただければと思います。改正点ですが、第15条第2項中第2号を第3号とし、第2号を新たに「社会教育関係団体関係者」とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

何かご意見、ご質問ございますか。

【委員】

視聴覚センター運営委員会は年にどのぐらい会合が開かれて集まっていますか。

【視聴覚センター長】

年2回でございます。時期的には5月と2月でございます。

【委員】

広く一般の方々のご意見を加えることによって充実させるという方向で社会教育団体の方が加わるということで、大変いいことだと思いますが、これは他の町とか市もこのような構成ですか。

【視聴覚センター長】

習志野市、八千代市、浦安市につきましては、社会教育関係団体は入ってございません。学校教職員と市の職員でございました。

【委員】

わかりました。新しく社会教育関係団体の方がお入りくださるということになるわけですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

ほかにご意見ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。

議案第22号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第22号については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号「船橋市青少年キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則について」青少年課、説明願います。

【青少年課長】

「船橋市青少年キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

これはキャンプ場の使用申請書、使用許可書等の様式を改正しようとするものでござい

ます。

資料の、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側の様式がこれまでの様式でございます。これを左側の様式に改正しようとするものでございます。改正内容としましては、教育委員会あての申請を教育長あてに改正すること、それと使用者の区分を明確化したこと、また、申請時に書き加えていた備考欄の項目を、利用者の利便性を考慮して改正するものでございます。同じように使用許可書等も改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【委員】

細かく変えるということはすごくいいことです。教育委員会で話をするだけでもないのかなという感じもしますが、申請する側に立って少しでもわかりやすく、申請しやすい方法に変わったと思います。

キャンプ場のほかにさぎんかの家は前からありましたよね。

【青少年課長】

ございます。

【委員長】

ほかにはございますか。

1つ私からお聞きしますが、こういう届け出用紙を改正するために規則の改正が必要でしょうか。規則を改正しなくてもいいような、規則の下の何か、そういう方便でできるようなものが今後できないのでしょうか。

【管理部長】

規則上に「様式は別に定める」と記載する方法もありますが、できるだけ公にしておくというのも1つの手法かと考えます。技術的には可能だと思います。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。

議案第23号について、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第23号については、原案どおり可決されました。

議案第24号「船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」指導課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第25号「船橋市青少年センター運営協議会委員の任命について」青少年センター

所長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、その他の報告をしていただきます。「西安市教育友好交流団受け入れについて」指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、「西安市教育友好交流団受け入れについて」ご報告申し上げます。お手元に資料を用意させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

船橋市と西安市との友好交流につきましては、お手元の資料2、経緯の(3) にございます。平成7年5月8日、調印式が行われましたのを契機として、西安市の受け入れ、船橋市からの派遣、児童生徒の作品交流等を行ってきているところでございます。本年度につきましては、資料3の日程に示させていただいておりますが、7月7日から11日までの5日間の予定で西安市の受け入れをということで準備を進めてまいりました。しかしながら、中国国内におけます新型コロナウイルスの重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染拡大及び終息の見通しが無いという深刻な状況下にありまして、船橋市の受け入れも困難であることから、本年度は中止し、来年度に実施することといたしました。なお、このことにつきましては、関係各課との調整を行い、また、西安市教育局からのご承諾もいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

【委員】

SARSということが原因で、この事業が今年中止というので、きょうの朝日新聞の「ちば教育最前線」でも中止ということが発表されておりますけれども、船橋市の教育委員会としてのSARSに対する備えというのは、今現状ではどのような対策が用意されているのかどうかということをお聞かせください。

【学務課長】

このSARSに関する子供の編入学、一時帰国の体験入学、教職員の帰国等に関して、各学校には児童生徒のSARSに関する海外からの編入学及び体験入学の受け入れについてということで、5月1日付で各学校に通知しているところです。教職員につきましては、5月14日付で各学校長に通知をいたしました。内容につきましては、帰国日を確認する。この手続については学務課で行います。それから、帰国日の翌日から10日間については自宅待機をお願いしたい。このことについては、当然、保護者、児童生徒の理解をいただいた中で自宅待機をお願いしたい。自宅待機の10日間については、校長の出席停止になります。ただ、学習のおくれとか、プライバシーの問題とか、そういうものについては、当然のことながら、学校がそれぞれ細かに配慮していくことを、各学校には通知しているところでございます。体験入学についても編入学に準ずるということで対応しております。

現在のところ、4月1日から各学校への編入学の状況でございますけれども、きのうの段階までですが、10名の子供たちが編入学をしております。これにつきましては、香港、フィリピン、天津、北京、アイルランドから来ているのですが、この子供たちについては、保護者も含めまして、10日間の自宅待機についてはご了解いただいた中で編入学をしている。それから、体験入学につきましては、一時帰国して戻るといふ子供がいるのですが、現在は4名、体験入学をしております。4月1日から合わせれば6名になるのですが、お2人の子供は香港に戻られたということでございます。以上でございます。

【委員】

今の段階で、ご父兄の理解を得て10日間の待機ということですが、理解を得るために、例えば校長先生がお話しするとか、保護者の理解を得るような作業は、具体的にはどのようななさっているのですか。

【学務課長】

基本的には校長が出席停止を命ずるわけでございますので、校長が保護者に理解を求めます。ケース・バイ・ケースですが、事前にこちらの方に連絡をいただく場合、要するに、海外から今度来ますけれどもというような場合とか、こちらに来てから連絡を電話でいただくという場合、それは私どもの学務課の窓口である場合もありますし、学校で対応する場合もございます。これだけの内容でございますので、保護者、子供も、そういうところは認識はかなりいただいていることがほとんどでございます。しかし、行き違いがあつてトラブルになるケースも、中にはないことはございません。ただ、そのときには誠意をもって教育委員会も同席しまして、ご両親と校長と教頭と委員会とで話をしながら理解を求めるといふケースも1件ございました。

【委員】

今までのケースではそういうトラブルがなく、割合スムーズにご理解いただけたということですが、今後のことを含めて、そのあたりは丁寧にやっていかなくてはならないことですが、他の子供たちへの影響ということも考えたら、断固たるということもなければいけない部分があるまいから、念には念を入れて対応していただきたいと思えます。

今は学校のお話ですけれども、この問題は、学校、子供イコール市民ということで、市民全体の問題だと思えますから、市の対応の方を聞かせて下さい。

【総務課長】

市民への対応・対策ということでございますけれども、船橋市ではSARSにかかわる健康危機が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することが重要であるということから、各所属長、あるいは市民が利用する施設の管理者、これらが適切に対応できるように保健所でマニュアルをつくってございます。これはホームページにも掲載してございますから、市民の方も見るすることができます。それと、危機管理といたしまして、そういったことが起こった場合に備えて、船橋市では船橋市健康危機管理基本方針、それから関係活動要領を

定めまして、危機管理に対応しているところでございます。

具体的には、程度に応じまして、レベル1から3まで定めてございます。レベル1については、散発例であるが集団発生の疑いがある事案、集団発生のうち周辺地域への影響が想定されない事案、これは保健所が対応することになってございます。レベル2については、集団発生例で周辺地域へ拡大、散発発生が市内で広域的に発生の事案、最近国内で発生例のない散発事案、これは、健康危機管理対策委員会で対応を考えるということになってございます。教育委員会からは教育次長が構成員としてここへ参加してございます。さらに、レベル3といたしましては、大規模集団発生例で、市の組織内で横断的な対応が必要な事案、それから国際的に注目、全国的な発生、社会的に問題となるような事案、この場合は健康危機管理対策本部で対応するということになってございます。構成員としましては市長をトップに助役、それから教育長、及び教育委員会のすべての部長が入っております。

【委員】

余り過剰反応をするべきでないというような意見もあつたりもしますけれども、私は今回の例は、本当にしっかりとした対応・対策を1人1人が持つということが大事だと思います。幸いにも私どもでは、今、ドクターを教育委員長としていただいているわけで、そういうことがないのを望みますけれども、もしというときには万全の体制でというように希望します。そういう場合、教育委員会に限って言えば、1人1人の先生方が正確な情報を共有するといいいましょか、ばらつきがなく、情報が全員の教師にきちっと伝わって理解していただくということが大事だと思うんですね。このところだけはばらつきがなく、校長がわかっていればよろしい、責任者が十分わかっていればよろしいということではなくて、1人1人の先生方があるレベルの正確な情報をきちっと伝えられて理解をして、いざというときには、よい形で子供たちにそのことを伝えることができるというようなスタイルを確立していくことが大事だと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【委員】

それに関連したことですけど、この前、新聞の家庭欄に、中国から帰って転校してきた子供が学校へ行ったら、子供たちに「SARS、SARS」といっていじめられたというようなことがあった。子供たちは往々にして興味本位に言いがちですので、そういう学校があつたら、校長先生、または先生方が十分注意して、ぜひそういうことのないようにしていただきたいと思います。

【委員長】

この問題はよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【委員長】

次の説明をしていただきたいと思います。「中核都市記念事業『中核市縄文遺跡交流フェ

ア』について」飛ノ台史跡公園博物館説明願います。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

委員の皆様のお手元に中核市記念事業というチラシをお配りしてございますが、船橋市もこの4月から中核市になりました。この中核市移行の記念事業といたしまして、中核市であります相模原市、横須賀市、いわき市、それと当船橋市における4市の縄文遺跡交流フェア開催のご案内でございます。この記念事業としては2つございまして、1つは、来週の5月24日土曜日に、市民文化創造館におきまして「中核市縄文遺跡交流フェア」を開催いたします。その内容としましては、3部構成で実施いたします。第1部としては、各市の市長等によります縄文交流サミット、また第2部としましては、慶応大学の教授でございます鈴木公雄先生をお招きしまして基調講演、あわせまして4市の考古学芸員によりますシンポジウムの開催、また、3部としましては高橋壤司さん等による縄文コンサートの開催でございます。

もう1つの記念事業といたしましては、来週の火曜日になりますが、5月20日から6月15日の日曜日まで、飛ノ台史跡公園博物館におきまして、「中核市4市縄文遺跡出土品展」を開催いたします。この展示につきましては、横須賀市の夏島貝塚から出土しました国の重要文化財に指定されております出土品も公開展示をいたします。国の重要指定文化財は船橋市では初めてでございます。ぜひごらんいただければと思います。

以上でございます。

【委員】

この「中核市縄文遺跡交流フェア」ですけれども、申し込みは12日までになっていまずけど、人数の方はいかがですか。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

きょう現在、私どもに申し込みがございましたのは約220名でございます。ただ、チラシ等には5月12日必着となっておりますけれども、電話等問い合わせがございましたら、順次受け付けているところでございます。

【委員長】

他に何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。各委員より何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

ないようでしたら、これで教育委員会5月定例会を閉会いたします。

【委員長】

閉会宣言 16時00分